

自動車税に関する質問

(岐阜県税務課)

<質問1>

自動車税種別割の納税通知書が届きました。この車は友人に譲渡しており、名義変更手続きもしたはずですが、友人が税金を納めるべきではないでしょうか。

<回答>

自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の所有者（割賦販売等で売主が所有権留保している場合は使用者）の方が、その年度1年分を納めることとなっています。前年度中（3月31日まで）に自動車を譲渡又は廃車したにもかかわらず納税通知書が届いた場合は、岐阜県自動車税事務所等へお問合せください。

<質問2>

在留カードや運転免許証の住所変更手続きを行いました。自動車税種別割の納税通知書が新住所に届きません。なぜですか。

<回答>

在留カードや運転免許証の住所変更をしても、自動車検査証の住所が変更されていないと、納税通知書は新住所には送付されませんので、管轄する運輸支局にて住所変更登録の手続きをしてください。

なお、自動車検査証の登録変更にかかる場合は、送付されたい住所について岐阜県自動車税事務所（TEL058-279-3781）までご連絡ください。

<質問3>

収入が少ないため生活に困窮しており、自動車税種別割を納めることができません。どうしたらよいですか。

<回答>

生活に困っていて、自動車税種別割を納めることが難しい方は、岐阜県自動車税事務所又は最寄りの県税事務所へご相談ください。

<質問4>

納期期限に自動車税種別割を納めないとうなりますか。

<回答>

納税を促すため、督促状や催告書の通知が発送されます。それでも納税されない方には財産の差し押さえを行う場合があります。

<質問5>

車検のときに自動車税種別割を納めれば問題ないですか。

<回答>

自動車税種別割は、車検を受けるときに納付するものではありません。自動車税種別割の納期限は毎年、通常5月31日です。必ず納期限までに納めてください。納期限を過ぎると、納めるべき税額のほかに延滞金も納める必要があります。また、財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。

<質問6>

今年度の途中で抹消登録（廃車）した自動車の税金はどうなりますか。

<回答>

年度途中で自動車を抹消登録した場合は、この自動車が抹消登録された月の翌月分から月割り計算で税額が減額となり、その年度の自動車税種別割が納付されている場合には減額分が還付されます。なお、4月中に抹消登録（廃車）をされた方は、5月中に1か月分の納付書（減額通知）を送付しますので、その納付書により納期限までに納付してください。

<質問7>

車検切れの自動車の納付書が届きましたが、どうしてですか。

<回答>

車検切れ等により使用していない自動車でも、運輸支局の登録ファイルに自動車検査証の登録がされている限り自動車税種別割は課税されます。

自動車を使用しなくなったときは、速やかに運輸支局等で抹消登録（廃車）の手続きを行ってください。

<質問 8 >

自動車税種別割が昨年より増額になっていますが、なぜですか。

<回答>

グリーン化特例の適用により、新車の新規登録から13年を超えるガソリン車（LP ガス車も含む。）又は新車の新規登録から11年を超えるディーゼル車の自動車税種別割は、通常の税額より約15%高くなります。

<質問 9 >

自動車の盗難にあったが、納税通知書が届きました。どうしてですか。

<回答>

管轄する警察署へ「盗難届」の提出はお済みですか。「盗難届」が受理されていれば、自動車税種別割を減額することができます。警察署に、「盗難届」の届出年月日、受理番号を確認の上、認印を持参して自動車税事務所へご相談ください。

<質問 10 >

コンビニで自動車税種別割を納めようと思います。どの店舗でもよいですか。

<回答>

納税通知書（納付書）の裏面に記載されているコンビニエンスストアなら、全国どの店舗でも納付していただけます。（セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ローソン）

<質問 11 >

自動車税種別割をクレジットカードで支払いたいのですが、方法を教えてください。

<回答>

下記の地方税お支払サイト（日本語のページです。）へアクセスしていただき、サイト内の「ご利用の流れ」又はトピックスにある「ご利用方法」をご覧になり、納付方法を確認の上、納付してください。

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>

<質問12>

スマートフォン決済アプリで納める方法を教えてください。

<回答>

対応しているスマートフォン決済アプリを立ち上げていただき、納税通知書（納付書）に印字されている eL-QR をカメラで読み込んで納付してください。

対応しているスマートフォン決済アプリは、下記の地方税お支払サイト（日本語のページです。）で確認できます。

https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment_application

<質問13>

障がい者に対する自動車税の減免はどのような場合に受けることができますか。

<回答>

身体障害者手帳等を所持する方で一定の要件に該当する方が所有又は取得する自動車について、自動車税環境性能割及び自動車税種別割の減免があります。

岐阜県自動車税事務所又は最寄りの県税事務所へご相談ください。

<質問14>

軽自動車税種別割について、教えてください。

<回答>

軽自動車税種別割は、市町村が管轄し課税されます。軽自動車、原動機付自転車、軽二輪、二輪の小型自動車、小型特殊自動車等をお持ちの方は、お住まいの市町村の税務担当課へお問い合わせください。

<質問15>

県内の県税事務所の連絡先を教えてください

<回答>

名称	所在地	電話番号	管轄地域
岐阜県税事務所	〒500-8384 岐阜市藪田南 5丁目14-53 OKB ふれあい会館第1棟7 階	(058)214-6924	岐阜市、羽島市、各 務原市、山県市、瑞 穂市、本巣市、岐南 町、笠松町、北方町、 岐阜県外
西濃県税事務所	〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎	(0584)73-1111 (代)	大垣市、海津市、養 老町、垂井町、関ヶ 原町、神戸町、輪之 内町、安八町、揖斐 川町、大野町、池田 町
中濃県税事務所	〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎	(0575)33-4011 (代)	関市、美濃市、美濃 加茂市、可児市、郡 上市、坂祝町、富加 町、川辺町、七宗町、 八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町
東濃県税事務所	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	(0572)23-1111 (代)	多治見市、中津川市、 瑞浪市、恵那市、土 岐市
飛騨県税事務所	〒506-0055 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎	(0577)33-1111 (代)	高山市、飛騨市、下 呂市、白川村
飛騨県税事務所 自動車税出張所	〒506-0035 高山市新宮町830-7	(0577)36-1400 (代)	高山市、飛騨市、下 呂市、白川村(自動車 税・自動車税環境性 能割の随時課税分)

自動車税事務所	〒501-6192 岐阜市日置江 2648-3	(058)279-3781 (代)	県内全域の自動車 税、自動車取得税 (高山市、飛騨市、下 呂市、白川村の随時 課税分を除く。)
---------	-------------------------------	----------------------	---